加賀海岸自然休養林保護管理協力会員のみなさまへ

加佐の岬から塩屋町にかけての加賀海岸自然休養林は、いしかわの森林５０選の一つにも選ばれている全国的にも数少ない貴重な松林です。
私たちは、祖先が守り育ててきたこの美しい自然をいつまでも保護し、後世に引き継いでいかなければなりません。
加賀海岸自然休養林へ入るときは、以下の注意事項を守り、自然休養林の保護管理に協力していただきますようお願いします。
みなさんにお支払いいただいた保護協力金は、自然休養林の清掃活動や、看板の設置等の費用として役立てられます。

事務係員の方へ
本紙には重要事項が記載してあります。
会員証（きのこ券）販売時に、
1グループ1枚以上お渡ししてください。

〈注 意 事 項〉

1．協力会員証は見やすい位置につけること。
2．巡視員の指示に従うこと。
3．単独での入林は避けること。
4．自己の責任において、遭難しないよう対策を講じること。
5．森林保護のため、植物等をむやみに採取しないこと。
6．樹木や苔類を踏み荒らさないように注意すること。
7．火気に注意し、たき火やくわえ煙草はしないこと。
8．煙草は確実に火の始末をすること。
9．ごみは持ち帰ること。
１０．路上駐車はしないこと。
１１．立入禁止区域内には立ち入らないこと。

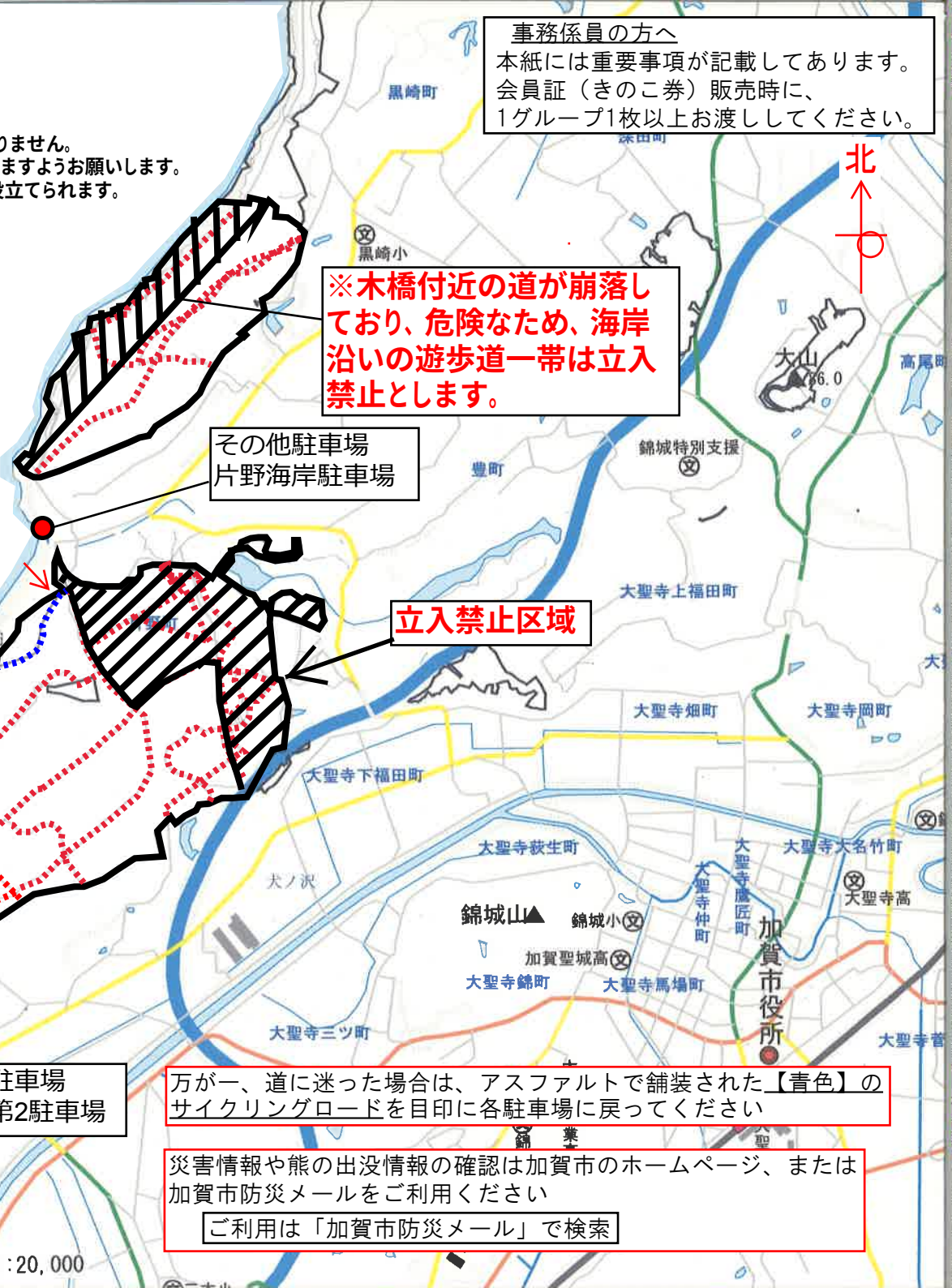

万が一、道に迷った場合は、アスファルトで舗装された【青色】のサイクリングロードを目印に各駐車場に戻ってください

災害情報や熊の出没情報の確認は加賀市のホームページ、または加賀市防災メールをご利用ください
ご利用は「加賀市防災メール」で検索